

証券コード 3905  
2024年12月4日  
(電子提供措置の開始日) 2024年11月27日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田一丁目3番8号  
データセクション株式会社  
代表取締役社長CEO 石原紀彦

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、本株主総会の招集ご通知につきましては、法令及び定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面を、全ての株主様に送付しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.datasection.co.jp/ir/convocation>

【東証ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>  
(東証情報会社情報サービス)

上記の東証ウェブサイトにてアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「データセクション」又は「コード」に当社証券コード「3905」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

また、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年12月18日(水曜日)午後6時までに行ってくださいませようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト( <https://www.web54.net> ) にアクセスしていただき、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に印字された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

または、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙の右下部に印字された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログイン二次元コード」をスマートフォンで読み取っていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

[書面による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようお早めにご返送ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年12月19日（木曜日）午前9時  
（受付開始 午前8時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋一丁目3番13号 東京建物日本橋ビル3階  
コングレスクエア日本橋 ホールD  
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図を  
ご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

### 3. 目的事項 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額及び内容決定の件

以 上

- ◎議決権行使の詳細につきましては、5頁の「議決権行使についてのご案内」及び6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

#### <ライブ配信>

- ◎株主総会の模様は、株主総会当日午前9時より、インターネットでライブ中継いたします。次ページの「臨時株主総会ライブ配信のご案内」に記載のウェブサイトへアクセスしてご視聴ください。

## 臨時株主総会ライブ配信のご案内

臨時株主総会の模様をライブ配信いたしますので、以下の通りご案内申し上げます。なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

### 1. 配信日時

2024年12月19日(木曜日) 午前9時から

### 2. アクセス方法

接続先URL

<https://www.icue-gmos.com/soukai/datasection/egm241122/>

- ①上記のURLからIDとパスワードの入力ページにアクセスしてください。
- ②IDとパスワードを入力されましたらYouTubeの配信ページへ遷移しますので視聴ボタンをクリックしてください。

I D
-----

- ※1. 当日は会場の株主様からの質疑応答も含めて配信を予定しておりますので、ご発言される株主様は出席票番号のみをお申出ください。
- ※2. ライブ配信をご視聴の株主様からのご質問・動議につきましては、臨時株主総会において承ることができません。
- ※3. インターネットの接続方法やご視聴の方法に関するお問い合わせにはお答えできません。
- ※4. ライブ配信後のオンデマンド配信の予定はございませんのであらかじめご了承ください。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合

---



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2024年12月19日(木曜日) 午前9時  
(受付開始：午前8時30分)

## インターネットで議決権を行使される場合

---



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト(<https://www.web54.net>)にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2024年12月18日(水曜日)午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合

---



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2024年12月18日(水曜日)午後6時到着分まで

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

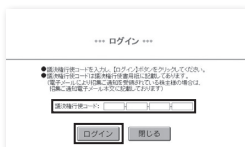
議決権行使期限：2024年12月18日（水曜日）午後6時  
入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力  
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力  
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
フリーダイヤル 0120-652-031（受付時間9:00～21:00）

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略) (機関)	第1条～第3条 (現行どおり) (機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) <u>(3) 会計監査人</u>
第5条～第17条 (条文省略)	第5条～第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 (新設)</p> <p>当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p><u>2.</u> 取締役の選任については累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2.</u> 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p><u>2.</u> <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2.</u> 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p><u>3.</u> 取締役の選任については累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第21条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに各取締役及び各監査役に通知するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、代表取締役を選定する。</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに各取締役に通知するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、<u>その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項については、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)  第28条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)  第29条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会  (監査役の数)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第29条 <u>当社の監査役は、3名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の選任)</p>	
<p>第30条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の任期)</u>  第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u>  第32条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u>  第33条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  2. <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の議事録)</u>  第35条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u>  第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の実任免除)</u>  第38条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u>  2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p align="center"><u>第5章 監査等委員会</u> <u>(常勤の監査等委員)</u></p>
(新設)	<p><u>第30条 常勤の監査等委員は、監査等委員会の決議により選定することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、開催日の3日前までに各監査等委員に通知するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第32条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第33条 監査等委員会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 会計監査人 第39条～第40条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算 (事業年度)</p> <p>第41条 (条文省略) (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日</u> <u>は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、基準日を定</u> <u>めて剰余金の配当をすること</u> <u>ができる。</u></p> <p>4. <u>未払の期末配当金及び中間</u> <u>配当金には利息をつけない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第43条 配当財産が金銭である場合 は、その支払開始の日から 満3年を経過しても受領され ないときは、当社はそ の支払義務を免れる。 (新設)</p>	<p>第6章 会計監査人 第34条～第35条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算 (事業年度)</p> <p>第36条 (現行どおり) (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 (現行どおり) (削除)</p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定め</u> <u>て剰余金の配当をすること</u> <u>ができる。</u> (削除)</p> <p>(<u>中間配当</u>)</p> <p>第38条 <u>当社は、取締役会の決議</u> <u>によって、毎年9月30日</u> <u>を基準日として中間配当を</u> <u>することができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 配当財産が金銭である場合 は、その支払開始の日から 満3年を経過しても受領され ないときは、当社はそ の支払義務を免れる。</p> <p>2. <u>未払の配当金には利息をつけ</u> <u>ない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p>
(新設)	<p><u>第1条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、2024年12月19日開催の臨時株主総会終結前の行為に関し、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>
(新設)	<p><u>第2条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、2024年12月19日開催の臨時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>



**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	ぼぶろ かさど Pablo Casado ぶらんこ Blanco (1981年2月1日)	2002年7月 International Private Banking at Banco Santander in Geneva, Switzerland 2004年3月 Advisor to the Vice President and Minister of Justice and Interior of the Community of Madrid 2007年5月 Deputy in the Madrid Assembly and Spokesperson for Justice and Interior, and Deputy for Budgets and Treasury 2009年6月 Chief of Staff to the Former President of the Government of Spain Visiting Professor, Global Leadership Competitiveness Program, McDonough Business School, Georgetown Univ. 2012年1月 Member of Congress. Spokesperson in the European Union and the Foreign Affairs Committee Fellow of the Center for Transatlantic Relations, Johns Hopkins University	-

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	ぱぶろ かさど Pablo Casado ぶらんこ Blanco (1981年2月1日)	2015年5月 President of the Education Commission, and the Sustainable Mobility Commission Representative of Spain at the Security Commission of COSAC and the Union for the Mediterranean 2016年12月 Vice President of the European Union Commission at Congress Member of the “New Leaders for Europe” group of the World Economic Forum 2018年7月 President of PP, Leader of the Opposition, Candidate for the Presidency of the Government of Spain Vice President of the International Democrat Union and the Centrist Democrat International 2022年6月 Chairman, Atlantic Basin Initiative, School of Advanced International Studies, Johns Hopkins University Distinguished Fellow, Transatlantic Leadership Network 2023年1月 Founder and Managing Partner, Hyperion Fund FCR Chairman of the Board, Archery Capital SL(現任) 2024年7月 当社会長(現任)	—

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
2	いし はら のり ひこ 石 原 紀 彦 (1977年5月4日)	2001年4月 ゴールドマン・サックス・アセ ト・マネジメント株式会社入社 2004年8月 ゴールドマン・サックス証券株 会社入社 2009年2月 日本コアパートナー株式会社取締 役副社長 2011年1月 株式会社アトミックスメディア取 締役 2011年3月 サンインベストメント合同会社設 立 代表社員(現任) 2013年9月 みやこキャピタル株式会社取締役 2014年4月 サンインベストメント株式会社設 立 代表取締役(現任) 2014年6月 株式会社アトミックスメディア代 表取締役 2017年3月 同社取締役 2017年6月 株式会社バルクホールディングス 取締役 2018年1月 同社代表取締役社長 2018年1月 Strategic Cyber Holdings LLC Chairman of the Board & CEO (現任) 2018年9月 株式会社CEL取締役(現任) 2020年6月 株式会社バルクホールディングス 代表取締役社長兼CEO(現任) 2020年6月 株式会社バルク代表取締役社長兼 CEO 2020年8月 株式会社サイバージムジャパン代 表取締役社長兼CEO 2021年6月 株式会社マーケティング・システ ム・サービス(現 株式会社MSS) 取締役 2022年6月 株式会社バルク取締役(現任) 2023年6月 株式会社サイバージムジャパン代 表取締役CEO(現任) 2024年4月 当社取締役 2024年6月 当社代表取締役社長CEO(現任)	-

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	<small>じょん えりす ぶっしゅ じゅにあ</small> John Ellis Bush Jr. (1983年12月13日)	2006年9月 Fairchild Partners 2008年12月 Partner, Jeb Bush & Associates, LLC(現任) 2009年6月 Partner, Bush Realty, LLC(現任) 2014年1月 Managing Partner, Bush Ventures 2017年1月 Founding Partner, Finback Investment Partners(現任) 2018年1月 Partner, Rio Grande E&P	—

- (注) 1. Pablo Casado Blanco氏及びJohn Ellis Bush Jr.氏は、新任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者であります。
2. Pablo Casado Blanco氏は、当社会長を現任しております。
3. Pablo Casado Blanco氏及びJohn Ellis Bush Jr.氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 石原紀彦氏は、当社の包括業務提携先である株式会社バルクホールディングス（以下「バルク社」といいます。）の代表取締役を務め、2024年3月末時点でバルク社株式を1,418,700株（間接保有分を含みます。議決権比率11.08%）保有しております。当社は、2024年7月1日付でバルク社の100%子会社であった株式会社MSSを株式取得及び株式交換により完全子会社化したほか、当社グループとバルク社グループは、業務の相互委託関係にあります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。取締役など役員がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償する（株主代表訴訟を含む）もので、被保険者は保険料を負担しておりません。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則若しくは取締法規に違反することを認識しながら行った行為等は、填補の対象としないこととしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	つち だ しげ ゆき 土 田 誠 行 (1962年9月3日)	1986年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社SBI新生銀行) 入行 2001年11月 農林中央金庫 入庫 2007年4月 株式会社あおぞら銀行 入行 2008年12月 同行執行役員 2009年10月 株式会社産業革新機構(現 株式 会社INCJ) 入社 2013年5月 同社執行役員 2015年12月 一般社団法人日本ベンチャーキャ ピタル 専務理事 2018年8月 株式会社産業革新機構(現 株式 会社INCJ) 専務執行役員 2020年6月 同社専務取締役 2020年12月 株式会社日本共創プラットフォーム 入社 常務執行役員(現任) 2022年3月 リニューアル・ジャパン株式会 社 社外取締役(現任)	—

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
2	ひら やま つよし 平 山 剛 (1980年8月1日)	2004年4月 株式会社ピラミッドフィルム入社 2007年6月 監査法人トーマツ(現 有限責任監 査法人トーマツ)入所 2009年12月 公認会計士登録 2009年12月 弁護士登録 2009年12月 平山剛公認会計士事務所設立 代表 (現任) 2010年1月 伊藤 見富法律事務所(現 モリソン フォースター法律事務所)入所 2012年10月 株式会社オモロキ取締役(現任) 2015年3月 タイラカ総合法律事務所設立 代表 (現任) 2015年4月 慶應義塾大学総合政策学部非常勤 講師 2017年6月 株式会社バルクホールディングス 社外取締役 2018年9月 フリー株式会社社外監査役 2019年6月 株式会社バルクホールディングス 監査役(現任) 2020年6月 ソーシャルワイヤー株式会社社外 監査役(現任)	-

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	げるまん あるかいで German Alcayde (1980年8月20日)	2001年11月 AC HotelsAC by Marriott 2003年1月 Arval (BNP PARIBAS) 2006年1月 Michael Page International Spain 2006年11月 Signium International 2011年5月 Member at the Madrid Parliament 2011年7月 General Manager of Education of the Madrid Government 2011年10月 Chief of Staff to the Former President of the Spanish Government Jose María Aznar 2015年12月 Executive Chairman of Atlantic Business Consulting(現任) 2019年10月 Advisor of the law Firm Latham & Watkins(現任) 2020年11月 CEO of HVR Energy(現任) 2023年7月 Member of the advisory board of Zerintia Healthtech(現任) 2023年10月 General Manager of Atlantic Institute of Government(現任) 2024年1月 Executive Chairman of AbsorbeCo2, Executive Chairman of Atlantic Business Consulting(現任)	—



(注) 1. 土田誠行氏、平山剛氏及びGerman Alcayde氏は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。

2. 平山剛氏及びGerman Alcayde氏は、社外取締役候補者であります。

3. 平山剛氏及びGerman Alcayde氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は以下の通りであります。

平山剛氏は、弁護士業務及び会計監査業務で培われた法務及び財務会計分野での豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、他の上場企業の社外役員としての実績も豊富であることから、これらを当社のガバナンス、リスク管理等に活かしていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

German Alcayde氏は、多国籍企業等での役員及び公的機関等の要職を歴任していることから、そのグローバルでの豊富な経験と幅広い見識を当社グループのグローバル展開に活かしていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

4. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

5. 平山剛氏及びGerman Alcayde氏は、東京証券取引所の実定に基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

6. 平山剛氏及びGerman Alcayde氏の選任が承認された場合、当社は、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする予定です。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。取締役など役員がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償する（株主代表訴訟を含む）もので、被保険者は保険料を負担しておりません。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則若しくは取締法規に違反することを認識しながら行った行為等は、填補の対象としないこととしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

#### **第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬等の額のうち、金銭報酬については、2014年9月26日開催の臨時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすることにご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、現行の取締役の報酬枠を廃止するとともに、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額150百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、2022年7月21日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、その内容は当社が2024年6月27日に提出している第24期有価証券報告書54～55頁に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に沿うものであり取締役の報酬として相当なものであると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額70百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額及び内容決定の件

当社は、2019年6月27日開催の第19回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的なインセンティブを与えるとともに、株主の皆様とのさらなる価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬限度額を、金銭報酬額とは別枠で年額80百万円以内、本制度により発行される株式の総数は年120千株以内とすること、及び2022年6月28日開催の第22回定時株主総会において、金銭報酬額及び上記の譲渡制限付株式報酬制度の額とは別枠にて、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額130百万円以内とすることについてご承認いただいております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、これに伴い、上記の譲渡制限付株式付与及びストック・オプションとしての新株予約権のための報酬枠を廃止し、改めて、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」における報酬枠とは別枠にて、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権の総額を年額80百万円以内、本制度により当社が発行又は処分する当社の普通株式の総数を年120千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株あたりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日における取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とすることにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、2022年7月21日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、その内容は当社が2024年6月27日に提出している第24期有価証券報告書54～55頁に記載のとおりですが、本総会最終後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本制度は、当該変更後の方針に沿って株式報酬を支給するものであり、相当であると考えております。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することにいたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、対象取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当

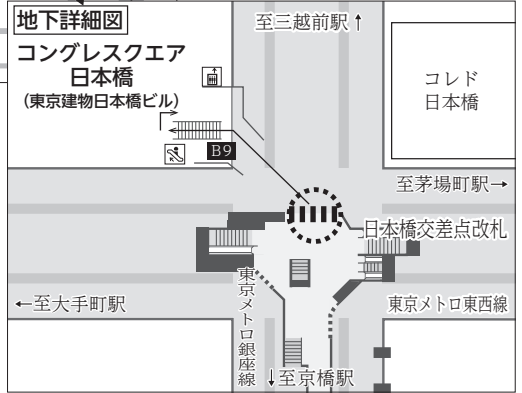
株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋 1-3-13  
東京建物日本橋ビル3階  
コンGRESSクエア日本橋 ホールD  
TEL：03-3275-2090



## 交通のご案内

- 東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線「日本橋」駅 B9出口直結
- 東京メトロ半蔵門線「三越前」駅 B5出口より徒歩3分
- J R線・東京メトロ丸の内線「東京」駅 日本橋口より徒歩5分



見やすいユニバーサルデザイン フォントを採用しています。